

-----  
**規 則**  
-----

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第30号**

**高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「たい積」を「堆積」に改める。

第8条第2項第2号中「住民票の写し」を「住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「第11条第1項第13号及び同条第2項第6号」を「第11条第1項第13号及び第2項第6号」に、「住所」を「住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）」に改め、同条第4項中「特定埋立事業（一時たい積事業）許可申請書」を「特定埋立事業（一時堆積事業）許可申請書」に改め、同条第5項第4号中「たい積」を「堆積」に改める。

第9条中「すべてに」を「全てに」に改める。

第12条第1項第1号及び第5項中「法人」を「当該者又は当該法定代理人が法人である場合」に改める。

第14条第1項中「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時たい積事業用）」を「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時堆積事業用）」に改め、同条第2項第1号中「にあっては、」を「にあっては、その」に改め、同項第5号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「たい積が」を「堆積が」に改め、同項第7号中「にあっては、」を「にあっては、その」に改める。

第15条、第16条第1項及び第18条第1項中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

別表第4の3中「<sup>こう</sup>勾配」を「勾配」に改める。

別表第5の2中「たい積」を「堆積」に改め、同表の3中「たい積」を「堆積」に、「<sup>こう</sup>勾配」を「勾配」に改める。

別記第1号様式中

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

を

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （法定代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

に改め、同様式裏面中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に、「その他」を「1から13までの書類のほか、」に、「高

知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

別記第3号様式中「特定埋立事業（一時たい積事業）許可申請書」を「特定埋立事業（一時堆積事業）許可申請書」に、

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

を

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （法定代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

に改め、同様式裏面中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に、「たい積」を「堆積」に、「その他」を「1から10までの書類のほか、」に、「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

別記第4号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

別記第5号様式注2中「その法定代理人の住民票の写し」を「その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に改める。

別記第9号様式中「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時たい積事業用）」を「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時堆積事業用）」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改める。

別記第10号様式中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「たい積の」を「堆積の」に改める。

別記第11号様式注3中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

別記第13号様式中「たい積されている」を「堆積されている」に、「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

別記第14号様式中

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

を

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名（法定代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）（申請者が未	
--	--

」

成年者の場合にのみ記入し てください。)	
-------------------------	--

に改め、同様式注2中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人  
が法人のときは、登記事項証明書）」に、「その他」を「(1)から(3)までの書類のほか、」に改  
める。

別記第15号様式中

申請者の法定代理人の住所 及び氏名（申請者が未成年 者の場合にのみ記入してく ださい。）	
---	--

を

申請者の法定代理人の住所 及び氏名（法定代理人が法 人の場合は、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者 の職・氏名）（申請者が未 成年者の場合にのみ記入し てください。）	
---	--

に改め、同様式注2中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人  
が法人のときは、登記事項証明書）」に改める。

別記第16号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 規 則

◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則 (3・30掲示)